

日赤 ヘルスケアクラブ 会則

第一章 総則

(名称)

第一条 当会は「日赤ヘルスケアクラブ」（以下「クラブ」と言う）と称します。

(所在地)

第二条 クラブの所在地は、熊本市東区長嶺南2丁目1番1号日赤熊本健康管理センター6階です。

(目的)

第三条 クラブは、日赤熊本健康管理センター(以下「健康管理センター」といいます)の経営所有するトレーニングルームを利用して、会員の健康維持・増進及び療法を図り、会員相互の親睦を図ることをめざします。

(運営)

第四条 クラブの施設運営・管理は、健康管理センターが行います。

第二章 会員資格

(会員資格条件)

第五条 クラブの会員は、クラブの趣旨を理解し、本会・総則を遵守することに同意する方で次の事項に該当する方とします。

- (1) 一年以内に健康診断(人間ドック等)を受診し、健康診断結果表を提出された方。
- (2) クラブの会員としてふさわしい方。
- (3) 運動実践可能な方（医師の診断書を必要とする場合あり）
- (4) 上記（1）～（3）の条件を満たし、本クラブの承認を得た方。

(会員資格期間)

第六条 除名、退会のない限り有効とします。

(入会手続き)

第七条 クラブに入会を希望される方は、所定の入会申し込み手続きを行い、クラブの承認を得た上で、会費をクラブに納入するものとします。また、クラブは、その自由な裁量により入会申し込みを承認しないことができ、その場合には理由を示す必要はないものとします。

(除名等)

第八条 クラブは、会員が次の各項のひとつに該当した場合、会員資格の一時停止、又は除名をすることができます。

- (1) 会費等の支払いを滞納した場合。
- (2) 施設を故意に破損した場合。
- (3) 本会則、その他クラブの定める規則に違反した場合。
- (4) その他会員として品位を損なう行為のあった場合。

(退会)

第九条 クラブは、会員が各項のいずれか該当した場合、退会をすることができます。

- (1) 死亡の場合。
- (2) 傷病により、以後クラブ利用が不可能となった場合。
- (3) 除名の場合。
- (4) 会員本人が退会を申し出た場合。

(休会)

第十条 クラブは、入院や傷病などによりクラブ利用が不可能となった場合休会届けを提出し、休会することができます。

第三章 会員の権利・義務

(会費)

第十一条 クラブの会員は、別途細則に定める会費をクラブに納入しなければなりません。また、会費は如何なるときも返還しません。

(会員証)

第十二条 クラブは、会員に会員証を交付します。会員証を紛失・破損した場合には、直ちに所定の手続きを行ない、クラブに再発行を申請するものとします。再発行にあたっては別途 100 円お支払い頂きます。

(施設の利用)

第十三条 クラブの会員は、別途細則に定める会費を支払うことにより、施設を利用することができます。利用に際して必ず会員証を携帯し、係員に掲示しなければなりません。また、クラブ内では、係員の指示に従っていただきます。

(健康診断受診義務)

第十四条 クラブの会員は、自己の健康状態把握の為、年に1度健康診断（人間ドック及び日赤生活習慣病健診等）を受診して頂くものとします。当センター以外で受診された場合は、健康診断結果表を提出して頂きます。病院受診中の場合は主治医の承諾を必要とします。

第四章 その他

(施設廃止・利用制限)

第十五条 天災、その他やむを得ない事由が発生した場合、利用を制限することができます。

(会員の事故)

第十六条 会員が、クラブの施設利用中に本人の不注意により生じた盗難・傷害等の事故については一切責任を負いません。ただし本クラブに故意、又は重大な過失があった場合にはこの限りではありません。

(細則)

第十七条 本会則に定めていない事項については、別途細則に定めます。

(改正)

第十八条 本会則の改正・変更はクラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

(附則)

第十九条 本会則は、平成9年6月1日より施行します。

本会則は、平成15年6月1日より施行します。(一部改正)

本会則は、平成17年9月1日より施行します。(一部改正)

本会則は、平成20年6月1日より施行します。(一部改正)

本会則は、平成21年10月1日より施行します。(一部改正)

本会則は、平成24年10月1日より施行します。(一部改正)

本会則は、平成29年4月1日より施行します。(一部改正)

日赤 ヘルスケアクラブ 細則

第一項 (会員区分)

- (1) フリー会員…20歳以上で健康維持・増進を目的とした希望者を対象とします。
- (2) 筋アンチエイジング会員…20歳以上で筋力向上等の個人指導希望者を対象とします。
- (3) すこやかエイジング会員…40歳以上で筋力向上等の集団指導希望者を対象とします。
- (4) メタボすっきり会員…20歳以上で生活習慣病改善等の個人指導希望者を対象とします。

第二項 (入会金)

入会金は無料とします。

第三項 (会費)

- (1) フリー会員…14,580円/3ヶ月
- (2) 筋アンチエイジング会員…24,840円/3ヶ月
- (3) すこやかエイジング会員…12,960円/3ヶ月
- (4) メタボすっきり会員…24,840円/3ヶ月
- (5) ビジター料金…1,080円/1回(2時間)
(筋アンチエイジング・すこやかエイジング会員は、期間中別途1回540円にて利用できます。)
- (6) 個別指導料金…2,160円/60分のマンツーマン指導

第四項 (退会)

フリー会員については、申し出のない限り継続するものとします。

第五項 (休会)

- (1) フリー会員の休会期間は、休会月から1年間とします。
- (2) フリー会員以外は、3ヶ月で終了するプログラムの為、原則休会は認められません。

第六項 (会費の支払い)

- (1) フリー会員は、納入月末日までに現金、銀行引落としまたはクレジットにてお支払い下さい。退会、休会のご連絡は、前月の15日までにお願い致します。指定金融機関は肥後銀行とし、指定月の25日に引落されます。
- (5) 納入月 3月(4.5.6月分) 6月(7.8.9月分) 9月(10.11.12月分) 12月(1.2.3月分)
- (2) フリー会員以外は、コース開始日に現金またはクレジットにてお支払い下さい。

第七項 (利用時間)

- (1) フリー会員…月～金 12:00～20:00 土・祝 12:00～17:00
- (2) 筋アンチエイジング会員…月～金 9:00～12:00 / 17:00～19:00
土・祝 9:00～17:00
- (3) すこやかエイジング会員…火 ①9:15～ ②10:30～
- (4) メタボすっきり会員…月～金 9:00～20:00
土・祝 9:00～17:00
- (5) ビジターおよび個人指導…月～金 9:00～12:00 / 17:00～19:00
土・祝 12:00～17:00

第八項（閉館日等）

- (1) 日曜日、年末年始及び健康管理センター閉館日（事前にお知らせします）
- (2) 自然災害時または、健康管理センターのやむを得ない事情により、時間を変更もしくは閉館する場合があります。

第九項（入浴）

健康管理センター4階「展望浴場」を施設利用カード携帯の上ご利用頂けます。なお清掃により休館する場合があります。

第十項（特典）

- (1) 人間ドック受診時の補助（フリー会員以外は、利用日から1年間有効）
- (2) 筋アンチエイジング会員は、3か月後継続されると21,600円に会費を割引
- (3) メタボすっきり会員は、人間ドック受診後1ヵ月以内に申し込みされると、1日ドック受診者が21,600円、2日ドック受診者が15,500円に会費を割引
- (4) フリー会員のみ体力測定および健康相談の無料受診（3月）
- (5) フリー会員のみ優友クラブに入会の場合は、会費を10%割引
- (6) 運動器具(チューブ・ダンベル)、情報誌等無料貸し出し

第十一項（改正）

本会則の改正・変更はクラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。